

7月16日に前島氏が認知神経科学会の理事、評議員宛に出したメールに対する見解

7月16日に前島伸一郎氏から「第29回認知神経科学会学術集会の現地開催中止に関する重要な報告」と題するメールが認知神経科学会の理事、評議員宛に出されました。まず、このメールは認知神経科学会に無断で出されたものです。しかも、理事、評議員の全てではなく恣意的な宛先のみを送付されています。このような文書を出すことは学会のルールに違反しており、コンプライアンス違反です。また、この文書には多くの誤りがあります。そして、認知神経科学会の理事長、プログラム委員会、編集委員会、さらに当学会に対する信用失墜、名誉毀損の内容を含んでおります。ひいては、認知神経科学会学会の業務を妨害しています。このため、前島氏のメールの問題点を関係各位に以下の7項目にまとめ、説明いたします。

1. 前島氏の第29回認知神経科学会学術集会プログラム案が認められなかった理由

第29回認知神経科学会のプログラムはプログラム委員会で2024年2月末には合意案ができていました。ところが、前島氏は3月の初旬に合意案を受け入れず、自らのプログラムを行うことを要求しました。この前島氏のプログラムは長大であったため、雑誌「認知神経科学」に掲載しきれず、雑誌の編集に支障をきたすものでした。また従来、認知神経科学会が採用したことのない発表カテゴリー（ミニレクチャー、カレントスピーチなど）を含んでいました。前島氏はこのような前例のないプログラムが必要な理由として、学会の発展に必要であるなどと根拠不明なことを主張しました。なお、認知神経科学会は前島氏に学会を発展させるためにどうすべきか検討するように依頼したことは一度もありません。そこで3月になって、理事長、プログラム委員および編集委員から前島氏に2月末の合意案を認めるように要請が行われました。

前島氏はこの理事長、プログラム委員および編集委員からの要請に応じませんでした。そして、前島氏は3月初旬からプログラムの問題をプログラム委員ではなく、理事長を相手に自身のプログラムを受け入れるように交渉をはじめました。プログラム委員会との間で解決すべきプログラム問題を前島氏が理事長のみと話し合っ解決しようとしたことは学会のガバナンス（法令や学会倫理、学会規則を遵守するための管理体制）を乱し、コンプライアンス（法令や学会倫理、学会規則を遵守すること）の違反であります。

プログラム委員会は、プログラム編成に関わる問題を解決するために、前島氏を含むプログラム会議を3月下旬頃に開催することを提案しました。それに対して前島氏からは、学会が認めていない学術大会運営委員会と称する団体を参加させて学術大会のプログラムを討議するよう要求がありました。このことは団体交渉の強要とも受け取れ、学会コンプライアンス上も問題と考えられ、プログラム委員会は前島氏以外の学術大会運営委員会メンバーの参加を断りました。これに対して前島氏から4月始めに、運営委員会メンバーが同席できない会議は不要であるとの通知が届きました。その結果、前島氏は不参加の状態です。

1日にプログラム委員会が開催され、委員会では前島氏のプログラム案の問題点が確認されました。

その後、このまま前島氏の学会準備を放置すれば、前島氏が主張する長大なプログラムを学術集会で行うことになることから、理事長を含むプログラム委員および編集委員によって新プログラム案（2月末の合意案の改良版）が作成されました。この新プログラム案は2月末にプログラム委員会で合意されたものに司会者などを追加したものであります。そして5月3日に前島氏に対して、「新プログラム案に沿って学術集会を開催いただきたい。もしが受け入れができない、あるいは5月10日までに回答がない場合は学術集会を国立長寿医療研究センターで行うことを見合わせる」との通知を行いました。その後、前島氏から5月10日までに回答がなかったことから、前島氏を会長とする学術集会は中止となること が5月11日に決まりました。

したがって、7月16日の文書にある次の文面は誤りです。

「準備の終盤になって編集委員会から複数の要望が届き、繰り返しの調整を行い 誠心誠意対応させていただいたにも関わらず、最終的に用意したプログラムを認めていただけず、・・・」

プログラムが認められなかったのは、前島氏自らが2月末に提起したプログラム案を最後まで押し通そうとし、プログラム委員会のプログラム方針に従わず、学会のコンプライアンス違反をしたからであります。

2. 学術集会のプログラム抄録の提出に関する前島氏の不適切な行為について

プログラム抄録の提出の締め切り日を決定するのは編集委員会ですが、前島氏は編集委員会の決めた締切日3月30日を勝手に4月15日に変更しました。また、プログラム抄録号の編集は編集委員会がすることになっているにもかかわらず、前島氏から自らが行うという申し入れが2月初めに笹氣出版社に対し行われました。これらは学会のコンプライアンス違反であるので、直ちに前島氏に対し編集委員会から拒否を表明しました。

学術集会プログラムとして2月末に前島氏が考えた演題、すなわち特別講演、招待講演、教育講演、一般口演、シンポジウム、カレントスピーチ、ミニレクチャー、長寿研シンポジウムなどの抄録が、4月15日に前島氏から笹氣出版に送られてきました。これらの原稿は2月末にプログラム委員会で認められなかった演題を多く含んでいました。さらに、認知神経科学抄録号の編集を担当している編集委員会には無断で笹氣出版に送られてきたものです。編集委員会は、プログラム委員会が承認していないプログラムは認められないことを前島氏に通告しました。承認されていないプログラムの抄録を笹氣出版に送ってくるというのは明らかに学会のルールに違反しており、コンプライアンス違反です。

3. 第29回学術大会の中止およびそれに対する前島氏の不適切な行為について

第29回学術大会の中止は開催予定日の1か月前の5月末に突然おこなわれたのではな

く、すでに述べたように5月3日のプログラム委員会からの通知に対して5月10日までに前島氏から回答が無かったことから、11日の時点で学術大会の中止が確定しました。学術集会の予定は6月29日、30日であったことから5月11日は47日前になります。前島氏はプログラム委員会のプログラムの訂正に応じないだけでなく、理事長と交渉してプログラムを自分の思い通りにしようとしたり、自分の提起したプログラムを認めさせようと団体交渉を企てたりしており、これらのことは学会ルールを破るもので学会運営の妨害でもあります。

したがって、7月16日の文書にある以下の文面は誤りです。

「開催1ヶ月前になって、突然、山口修平理事長より理事、評議員、会員の先生方に対し、本学術集会の現地開催を中止し、・・・」

第29回認知神経科学学会の学術集会が中止になったのは5月11日で、突然中止になったものではありません。前島氏が3月からのプログラム委員会の要請を無視し自らが計画した不適切で長大なプログラムに固執し、様々なコンプライアンス違反を犯して、学会の活動を阻害した結果として中止になったものです。

4. 前島氏の第29回認知神経科学学会学術大会大会長の詐称について

5月11日に第29回認知神経科学学会の学術大会が中止になったのは、すでに述べたように前島氏が不適切なプログラムを強行しようとし、学会のルールに従わずコンプライアンス違反を行ったからであります。学術大会が中止になれば、大会が行われただけでなく、大会の会長はその任を解かれます。特に29回の学術大会は会長に問題があったために中止になったので解任は当然であります。したがって、5月11日以降に第29回認知神経科学学会学術集会の会長を名乗れば詐称ということになります。

6月29日・30日に開催の長寿研シンポジウムのお知らせが6月発表されました。その中で前島氏は第29回認知神経科学学会学術集会の大会長を名乗っており、認知神経学会の事務局から大会長の名称を削除するよう6月28日に要請しました。しかし前島氏は削除の要請を無視し、7月16日の理事・評議員宛ての文書「第29回認知神経科学学会学術集会の現地開催中止に関する重要な報告」の作成者として会長を詐称しています。これも認知神経科学学会の規則に違反しており、コンプライアンス違反です。

したがって、7月16日付の文書にある以下の文面は誤りです。

「学術集会長の名前が本人の知らない間に消去され、何の相談もなくいつのまにか解任され代行されているという事態になっており、・・・」

5. 誌上発表について

5月11日に学術集会が中止されたことを受けて、その準備に関わった理事長、プログラム委員会、編集委員会は5月20日まで討議を重ね、学術集会の中止による会員の不利益を軽減するため、学術集会に出席しなくても抄録がでていれば学術集会で発表したものとする

案、すなわち誌上発表（誌上開催）案を作成しました。そしてこの案を学術集集中止のお知らせとともにホームページに掲載し、理事、評議員に意見をうかがうことにしました。5月23日にホームページ上に掲載した「第29回認知神経科学会学術集会の誌上開催への変更について」という文書がそれであり、理事、評議員の大多数から異議が寄せられなかったことから、5月下旬に誌上開催にすることに決定しました。

誌上発表の採用演題としては新プログラム案（2月末の合意案の改良版）が使用され、4月に集まっていた抄録のうち新プログラム案に含まれているプログラム演題を採用して抄録号を作成しました。この際に、抄録を出版社に提出したけれども、誌上発表であれば学会員と討論ができないなどの理由で辞退を希望する人がいたらどうするか、という問題が生じました。実際に事務局に辞退を希望してきた会員が1名あり、学術集会運営委員会でも数名の辞退者を把握しているということで、事務局はそのような辞退者が何名いるか運営委員会にまとめてもらい、その結果を編集委員会に伝えるように依頼しました。

5月7日、一般演題の辞退者は21名であることが笹氣出版に伝えられました。しかし、約束である編集委員会への伝達は行われませんでした（これも、コンプライアンス違反です）。6月10日に辞退者1名の追加があり、編集委員会は出版社からの情報で、一般演題の辞退者22名の抄録を抄録号から削除しました。また、新プログラム案に含まれている特別講演、招待講演など一般演題以外の演題については、辞退者の有無が前島氏から出版社にも編集委員会にも伝えられなかったことから、これらの抄録は削除されませんでした。

しかるに、7月16日の前島文書によれば、特別講演の荒井氏と招待講演の SEWO SAMPAIO 氏両氏に確認したところ、両氏とも「学会員でもなく、誌上開催に自分の演題が採択されたか否かを全く知る立場にない」「理事長または学会事務局から誌上開催の諾否に関する正式な連絡が一度もない。現時点において誌上開催に関しても学術誌への掲載に関しても一切の同意は行っていない」との通知があったとのこと。前島氏は学術集会の特別講演と招待講演をそれぞれ荒井氏と SEWO SAMPAIO 氏に依頼した人物であり、その学術集会が誌上発表になったことは、5月27日の理事、評議員および会員を対象とした会告で知っていたはずであります。したがって前島氏は両氏にこれらのことを当然伝えるべきであります。編集委員会としては、前島氏が両氏に誌上発表となったことを伝えているものと判断しており、無断掲載とは考えていません。さらに、前島氏は一般演題の削除には関わっていることから、特別講演と招待講演の抄録掲載の意向を両氏に確認しなかったとすれば、前島氏がその責任を負うべきです。

またこの問題については、7月9日になって、理事長から荒井氏に対して「講演等の学術誌掲載等の取り扱いについては編集委員会での判断となりますので、編集委員会へ事情をご説明の上、直接ご回答いただくべきと考えます。」というメールを出しております。しかし、その後荒井氏からは編集委員会に何の連絡もありません。

したがって、7月16日の文書にある以下の文面は誤りです。

「誌上開催に変更するという重大な決定について、前島氏に事務局から事前に何の連絡

や相談もなく、我々はこの決定に一切関与・同意していない。」

誌上開催の決定は、前島氏がプログラム委員会の要請を拒否して、不適切で長大なプログラムを行おうとしたからであります。前島氏は編集委員会に報告せずに抄録を送付するなどの数々のコンプライアンス違反をしており、会長として不適任であり、5月11日に学術集会の中止とともに会長を解任されたことから、学術集会を誌上開催にするか否かなどについて前島氏に相談する必要はありません。

また、7月16日の前島文書にある以下の文面も誤りです。

「(誌上開催にするという) 決定は、理事会や評議員会での議論を経た正式なものではなく、かつ、我々学術集会運営委員会の意見も全く考慮されておらず不当であると考えます。」

理事長、プログラム委員会、編集委員会の3者で誌上発表案をまとめ、この案を5月27日にメールで理事、評議員および会員に周知し意見を問いました。異議は少なかったので、5月末に誌上発表案に決定したものであります。なお、学術集会運営委員会の意見を聞いていないのは、学会は学術集会運営委員会の存在を認めておらず、学術集会運営委員会が学術大会でこういった役割を担っているのか学会として把握してないからであります。

6. 長寿研シンポジウムの二重発表あるいは二重投稿について

5月11日に学術大会が中止になり、5月末に学術大会は誌上発表となりました。5月23日に前島氏から自分が提案した演題のうちプログラム委員会の同意をえられなかった演題を発表する集会を長寿研で行うとの通知がありました。理事長はそういった集会をするのであれば認知神経科学学術集会の名称を使うことはやめるよう要請しました。5月末に誌上発表が決まった後、4月中旬に集まっていた抄録のうち新プログラム案に含まれている演題を認知神経科学の抄録号に掲載すべく準備が行われ、6月30日に印刷発行されました。6月中旬頃に前島氏の集会は長寿研シンポジウムという名前で6月29・30日に行われることが判明しました。6月下旬に編集委員会が長寿研シンポジウムのプログラムをみたところ、特別講演の荒井氏と招待講演の SEWO SAMPAIO 氏が講演することになっていることが分かりました。このことから、両氏の発表が認知神経科学学術集会の誌上発表と長寿研シンポジウムでの講演発表の二重発表の可能性がでてきました。

前島氏は学術集会のプログラム改定案で両氏の講演を提案し、長寿研シンポジウムでも両氏の講演を決定した人物であり、両者の発表が二重発表になることを当然知っていたと考えられます。したがって、この二重発表という異常事態を引き起こした責任は前島氏にあると考えます。なお編集委員会では、この問題をお知らせるとともに、講演を中止して二重発表を避けるように、6月28日に荒井氏にメールで要請をしました。しかし、荒井氏から編集委員会に対して回答はありませんでした。

理事長は、その後荒井氏から申し出のあった誌上発表取り下げ要求に対し、7月2日に「両氏の誌上発表の件、承知し、取り下げとさせていただきます。印刷が始まっているようですので、間に合わない場合は HP 上で取り下げ報告を行い、次号学会誌で取り下げを明記いた

します」と通知し、その後、理事長は編集委員会と検討しその結果を7月9日に、「講演等の学術誌掲載等の取り扱いについては編集委員会での判断となりますので、編集委員会へ事情をご説明の上、直接ご回答いただくべきと考えます」と荒井氏に改めて通知をしました。これに対し、荒井氏は7月17日に「理事長がすべてを管轄しているはずですので、事務局がすべて対応するはずなのですが、貴学会（認知神経科学会）は理事会の管理の及ばない領域で勝手に編集委員会が活動しているというようにとれますが・・・」と事務局にメールがありました。認知神経科学会では、理事長がすべてを管轄しておらず、編集委員会が勝手に活動していると解釈されたようです。どうしてそのような解釈が成り立つのか理解が出来ません。

7月18日付けのメールで荒井氏は、「学会であれば、理事長の権限はすべてに及ぶはずですが。少なくとも、本学術会議の学術研究協力団体になっているようですので、もう少ししっかりガバナンスをきかすべきかとは思いますが。もっとも最近はその要件は満たしていないようにも思いますが。私は日本学術会議会員としては、貴学会（認知神経科学会）が（日本）学術会議の学術研究協力団体であることに対して、問題意識を持っている」と述べています。荒井氏の趣旨は、「1. 学会であれば理事長の権限はすべてに及ぶはずである。2. 日本学術会議の学術研究協力団体なので、1. をしっかり確立すべきである。3. 認知神経科学会は1. が確立していないと思う。4. 認知神経科学会は1. が確立していないので、日本学術会議の学術研究協力団体であることは問題であるという意識を持っている」、ということと考えられます。これら4項目について我々は承服できません。特に、第4項については問題があると考えます。日本学術会議の一会員が、日本学術会議の学術研究協力団体に対して、日本学術会議の学術研究協力団体であることは問題であるなどと判定できるのかは重大な疑問があります。荒井氏の4項目の発言については関係官庁に御意見を伺う予定であります。

7. 費用返金請求に対して

前島氏は学術大会が中止になったために費用が掛かったと主張し、47万円の支払いを要求しています。しかし、47万円の正確な内訳、領収書、金融機関の通帳などの資料がなく根拠のない要求でしたので、学会からは資料提供を要請しました。その後、内訳、領収書、通帳等の呈示がありましたが、請求金額が理由は不明ですが22万7066円に変更となりました。現在、提出された資料内容の妥当性について検討を行っている所です。

以上、7月16日に前島氏から理事・評議員に出されたメールの内容には多くの誤りがあり、こういった文書の配布が学会運営を妨害し、学会の信用失墜を招いており、評議員として極めて不適切な行為であることを再度強調いたします。

理事長：山口修平

プログラム委員会：杉下守弘、渡辺茂、山口修平

編集委員会：杉下守弘、福山秀直、渡辺茂